



栃木県公報

令和2（2020）年
3月25日（水）
号 外
第 17 号

目 次 規 則

○栃木県環境影響評価条例施行規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第七号

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和二年三月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県環境影響評価条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三十号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(対象事業) 第三条 略 2 条例別表第十八号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二 略				(対象事業) 第三条 略 2 条例別表第十七号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一・二 略			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
事業の種類	規 模 の 要 件			事業の種類	規 模 の 要 件		
	普通地域	配慮地域	特別配慮地域		普通地域	配慮地域	特別配慮地域
1・2 略				1・2 略			
3 条例別表第3号に掲げる事業	略			3 条例別表第3号に掲げる事業	略		
3の2 条例別表第4号に掲げる事業	(1) 太陽電池発電所の設置の工事業（太陽電池発電所の用に供するた	(1) 太陽電池発電所の設置の工事業（太陽電池発	(1) 太陽電池発電所の設置の工事業（太陽電池発				

めの敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供する土地の敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽電池発電所等の敷地」という。）が50ヘクタール以上であるもの又は森林（森林法第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林をいう。）の立木竹を伐採する区域（以下「森林伐採区域」という。）の

電所等の敷地が15ヘクタール以上であるものに限る。）

電所等の敷地が10ヘクタール以上であるものに限る。）

	面積が20ヘクタール以上であるものに <u>限る。</u>)						
	(2) 太陽電池発電所の規模の変更の <u>事業</u> (発電設備の新設に伴い太陽電池発電所等の敷地が5.0ヘクタール以上増加するもの又は森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するものに <u>限る。</u>)	(2) 太陽電池発電所の規模の変更の <u>事業</u> (発電設備の新設に伴い太陽電池発電所等の敷地が15ヘクタール以上増加するものに <u>限る。</u>)	(2) 太陽電池発電所の規模の変更の <u>事業</u> (発電設備の新設に伴い太陽電池発電所等の敷地が10ヘクタール以上増加するものに <u>限る。</u>)				
4 条例別表第5号に掲げる事業	略	略	略	4 条例別表第4号に掲げる事業	略	略	略
5 条例別表第6号に掲げる事業	略	略	略	5 条例別表第5号に掲げる事業	略	略	略
6 条例別表第7号に掲げる事業	略	略	略	6 条例別表第6号に掲げる事業	略	略	略
7 条例別表第8号に掲げる事業	略	略	略	7 条例別表第7号に掲げる事業	略	略	略
8 条例別	略	略	略	8 条例別	略	略	略

表第9号 に掲げる 事業(6 の項及び 7の項に 掲げる事 業を除く。)				表第8号 に掲げる 事業(6 の項及び 7の項に 掲げる事 業を除く。)			
9 条例別 表第10号 に掲げる 事業(6 の項に掲 げる事 業を除く。)	略	略	略	9 条例別 表第9号 に掲げる 事業(6 の項に掲 げる事 業を除く。)	略	略	略
10 条例別 表第11号 に掲げる 事業	略	略	略	10 条例別 表第10号 に掲げる 事業	略	略	略
11 条例別 表第12号 に掲げる 事業	略	略	略	11 条例別 表第11号 に掲げる 事業	略	略	略
12 条例別 表第13号 に掲げる 事業	略	略	略	12 条例別 表第12号 に掲げる 事業	略	略	略
13 条例別 表第14号 に掲げる 事業	略	略	略	13 条例別 表第13号 に掲げる 事業	略	略	略
14 条例別 表第15号 に掲げる 事業	略	略	略	14 条例別 表第14号 に掲げる 事業	略	略	略
15 条例別 表第16号 に掲げる 事業	略	略	略	15 条例別 表第15号 に掲げる 事業	略	略	略
16 条例別 表第17号 に掲げる	略	略	略	16 条例別 表第16号 に掲げる	略	略	略

事業			
17・18 略			

備考

- 1～6 略
- 7 6の項及び17の項に規定する算式の符号は、次のとおりとする。
 - A 条例別表第7号に掲げる事業の施行地区の面積
 - B 条例別表第8号に掲げる事業の施行区域の面積
 - C 条例別表第9号に掲げる事業の造成に係る面積
 - D 条例別表第10号に掲げる事業の造成に係る面積
 - E 条例別表第11号に掲げる事業の施行区域の面積
 - F 条例別表第12号に掲げる事業の造成に係る面積
 - G 条例別表第13号に掲げる事業の造成に係る面積
 - H 条例別表第14号に掲げる事業の造成に係る面積

別表第2(第27条関係)

対象事業の種類	行 為
1・2 略	
3 別表第1の3の項に該当する対象事業	略
3の2 別表第1の3の2の項に該当する対象事業	電気事業法(昭和39年法律第170号)第48条第1項の規定による届出
4～18 略	

備考 略

事業			
17・18 略			

備考

- 1～6 略
- 7 6の項及び17の項に規定する算式の符号は、次のとおりとする。
 - A 条例別表第6号に掲げる事業の施行地区の面積
 - B 条例別表第7号に掲げる事業の施行区域の面積
 - C 条例別表第8号に掲げる事業の造成に係る面積
 - D 条例別表第9号に掲げる事業の造成に係る面積
 - E 条例別表第10号に掲げる事業の施行区域の面積
 - F 条例別表第11号に掲げる事業の造成に係る面積
 - G 条例別表第12号に掲げる事業の造成に係る面積
 - H 条例別表第13号に掲げる事業の造成に係る面積

別表第2(第27条関係)

対象事業の種類	行 為
1・2 略	
3 別表第1の3の項に該当する対象事業	略
4～18 略	

備考 略

附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。
- 2 栃木県環境影響評価条例の一部を改正する条例(令和二年栃木県条例第十二号)附則第二条の規則で定める変更は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十八条第一項の規定による工事の計画の変更の届出をすることを要しない変更とする。

(環境森林政策課)